

令和 2 年度

整備主任者研修 法令研修

【地方教材】

東北運輸局青森運輸支局

目 次

＜令和２年度整備主任者研修地方教材＞

１． 受検する際の注意事項について	・ ・ ・ ・	１
２． 用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査が始まります （令和元年７月２３日プレスリリース）	・ ・ ・ ・	４
３． 二輪自動車等の前照灯審査について、すれ違い用前照灯の 審査方法を規定します （令和２年６月１２日プレスリリース）	・ ・ ・ ・	６
４． 運転者への視野遮へい物の装着禁止について （令和２年２月４日プレスリリース）	・ ・ ・ ・	８
５． 審査事務規定の一部改正について（第２３次改正） （令和元年５月１０日プレスリリース）	・ ・ ・ ・	９
６． 福島県いわき市において不正改造車を排除する特別街頭検査を実施 （平成３０年１０月１６日プレスリリース）	・ ・ ・ ・	１４
７． 自動運転に対応した新たな検査手法を導入します （令和２年８月５日プレスリリース）	・ ・ ・ ・	１６
８． 自動車の特定改造等の許可制度を本年１１月より開始します （令和２年８月５日プレスリリース）	・ ・ ・ ・	１８
９． 車輪脱落事故発生状況（令和元年）	・ ・ ・ ・	２１
１０． 指定整備事業者等の処分状況一覧表（令和元年、平成３０年）	・ ・ ・ ・	２６
１１． 電子制御装置整備の資格取得試問日に必ず提出する書類	・ ・ ・ ・	３０

受検する際の注意事項

独立行政法人自動車技術総合機構 青森事務所

1. 自動車検査証の記載内容と現車に相違がないか確認して下さい。
記載内容に相違があるときは、構造等変更検査の手続きが必要となる場合がありますので、予め準備をして検査に臨んで下さい。また、継続検査では予約しないで下さい。
2. 新規検査等及び構造等変更検査の際は、検査票の裏面にも必要事項の記入をお願いします。
3. 車台番号及び原動機型式の打刻は、汚れ等がなく打刻文字が確認できる状態で検査を受けて下さい。
また、車台番号等を確認の時はエンジンを停止するとともに駐車ブレーキを作動し、ボンネットまたはキャビンを上げたうえでストッパー等により固定した状態にして下さい。(手で持ち上げた状態は危険です。)
4. 外観検査実施時に総走行距離の数字を読み上げますので、車両の総走行距離と相違がないか確認して下さい。更に、総合判定時にも数字を読み上げますので、車両の総走行距離計と相違がないか確認して下さい。
5. 座席とシートベルトは確認できる状態（格納式座席は展開した状態）にして下さい。特に3列目のシートは注意して下さい。
6. 特種用途自動車については、その設備についても確認を行います。
特にキャンピング車の就寝設備（ベッド）は予め展開した状態で検査を受ける、または、検査時に容易に組立られるように組立方法を把握してきて下さい。
7. 降雪時には、タイヤハウス内や泥よけ等に付着した雪や氷結を取り除いて下さい。
また、ナンバープレートに付着した雪を払って、文字が確認できる状態にして下さい。
8. 検査場内及び検査待機コースは、事故防止のため入口側から出口方向への一方通行です。検査官の誘導のない後退は禁止です。
9. 小型（2）コースの検査対象車両は、全幅2.1m以下、全高3.0m以下、軸距1.8～3.2m、軸重2t以下です。
10. 入場時はコース中央に車両を入れて下さい。特に小型車の後輪ダブルタイヤの内側がテストに接触するおそれがあります。
11. トラクション・コントロール装置（TRC、TCS、TCL）や坂道発進補助装置（HSA、ESスタート、HES）付きの車両は、検査時にスイッチをOFFにして下さい。
12. ハイブリッド車は、排気ガス検査前に整備モードに切り替えて、アイドリング状態を維持して下さい。

13. 受検車両の操作（整備モード、トラクション・コントロール装置OFFなど、受検時に必要な操作）をできるようにしてきて下さい。
14. 電磁式駐車ブレーキの車両は通常の検査方法と異なりますので、予め操作方法を確認した上で受検して下さい。
15. 排気ガス等の検査を受ける前には十分に暖気をして下さい。年式等、旧基準での判定が必要な場合には検査官に申し出て下さい。
16. 排気ガス検査及び近接排気騒音検査等のため車両から降車する際は、シフトレバーを必ず「P」（MT車は「N」）とし「駐車ブレーキ」を確実に作動させて下さい。測定中は、待機位置に移動し、車両の前後に立たないで下さい。
17. 前照灯検査をハイビーム（走行用）で受検する平成10年8月31日以前に製作された車両は、申告ボタンを押して下さい。
18. 再検査確認車両は検査コースに並んで下さい。再検査の車両に対しては、外観検査の担当者が対応します。なお、再検査の時にも必ず車台番号の確認を受け、検査官の指示に従って下さい。
19. 再検査や計測コースへ移動の指示があった場合でも、必ず出口付近の総合判定BOXに書類を提示して下さい。
20. 限定自動車検査証の交付を希望する際は、必ず当日中に総合判定BOXに申し出て下さい。なお、限定検査を受検する際は、支局庁舎内の「3. 検査関係受付」窓口で必ず受付（予約不要）をして下さい。
21. 不慣れな方が受検する時は、その旨を検査官にお知らせ下さい。
また、検査途中で、やり方がわからなくなった場合はその場から動かないで下さい。
22. 大小兼用（1）コースの大型マルチテストで受検する際の注意事項
 - ①入口の車種選択兼再入場申告モニターで検査種別及び車種等を選択して下さい。
 - ②4輪駆動車は、切り替えられるものでも機械式以外は「4WD車」を選択して下さい。
 - ③ヘッドライト検査の際は、車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させて下さい。
23. 初回外観検査実施時にチェックランプ（エアバッグ、ABS、エンジン、ブレーキ）の点灯または点滅が認められた場合は、「審査中断」となり以降の検査が受けられません。事前に確認をお願いします。
24. 大型特殊自動車は計測コースに並んで下さい。

検査実施のための遵守事項について

当機構敷地等における検査実施のための遵守事項を明確化し、平成29年4月より運用します。

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にブロープが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストップパルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(7-6-1(1)④)に定める安定性の審査を除く。
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ③ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ④ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑤ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のブロープを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑥ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑦ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑧ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑨ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑩ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。
- ⑪ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑫ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑬ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑭ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑮ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

用途等の変更をする使用過程車等の事前書面審査が始まります

令和元年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別を変更※2することにより適用される基準が変わるものについては、当該基準への適合性審査を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮を図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車は対象外)

- ① 使用の過程にある自動車(登録抹消中の自動車を含む)
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容(乗用自動車・貨物自動車には、派生した特種自動車を含む)

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの
 - ア 乗車定員9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員10人以上かつ車両総重量が5.0トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12.0トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12.0トンを超える貨物自動車
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの
 - ア 11人以上の自動車
 - イ 10人の自動車
- ③ 自動車の種別について、次の区分を移行するもの(普通乗用から小型乗用に変更するもの、小型乗用から普通乗用に変更するもの、小型貨物から普通貨物に変更するものは対象外)
 - ア 普通自動車
 - イ 小型自動車
 - ウ 軽自動車

※ 改造自動車の事前書面審査の届出とは別のものですのでご注意ください。

※ 裏面もご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

■新規検査等届出書とは

新規検査等届出書は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条、第37条の2、第37条の2の2、第38条及び第42条に基づく書面になります。

提出書面に虚偽があった場合には、同施行規則同条の違反となり道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第110条に基づき罰則を課すことになります。

■新規検査等届出書の内容

当該自動車の構造・装置の変更内容に関する書面及び保安基準の適合性に関する書面などが必要です。

- 新規検査等届出書（第1号様式）
- 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写し
- 諸元表又は車両諸元要目表
- 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真
- 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面
- 騒音規制の適合性に関する書面
- 排出ガス規制の適合性に関する書面
- 保安基準各条項の技術的要件の適合性に関する書面
- その他必要な書面



記載方法等の詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3をご参照ください。

なお、必要な書面のうち様式が定められているものについてはWord形式のデータを当機構のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



自動車機構ホームページの
トップページを下方にスクロール



左から2番目のアイコンを
クリック



新規検査等の申請を行う
自動車関係からダウンロード



■新規検査等届出書の提出先

新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある自動車機構事務所にご提出ください。なお、郵送等による方法も可能です。

■事前書面審査の審査所要日数

受理した届出書の審査所要日数は、**届出書の受理日から最大15日**となりますので、日数に余裕をもってご提出ください。

なお、届出書の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除きます。

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、
UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの

② 令和2年10月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

本改正の適用日：令和元年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボ一点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



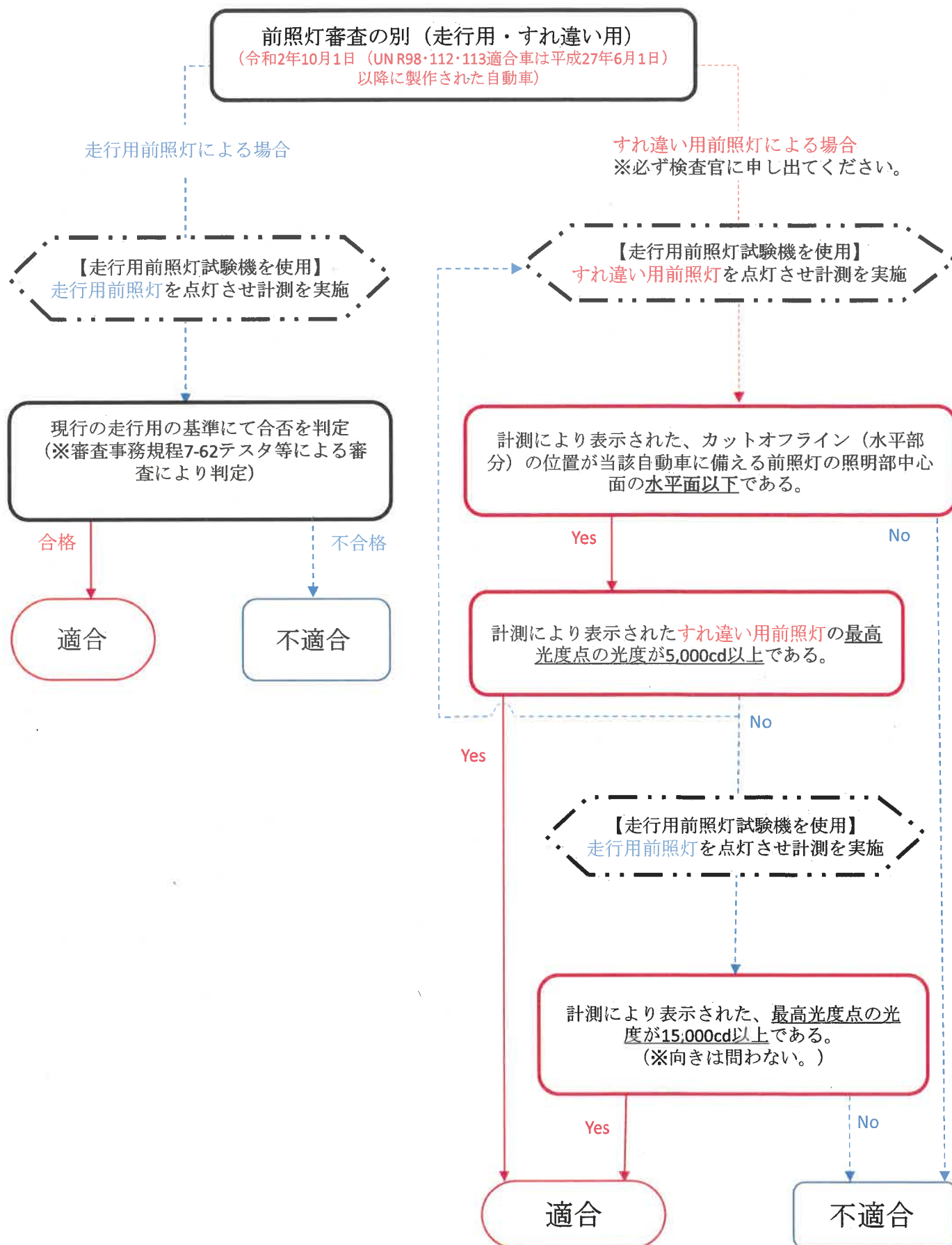
独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年6月12日

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー



運転者の視野遮へい物の装着禁止について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等が令和2年1月31日付けで改正され、運転者の視野の一部を遮へいする板状のものに関する装着禁止規定が明確化されました。

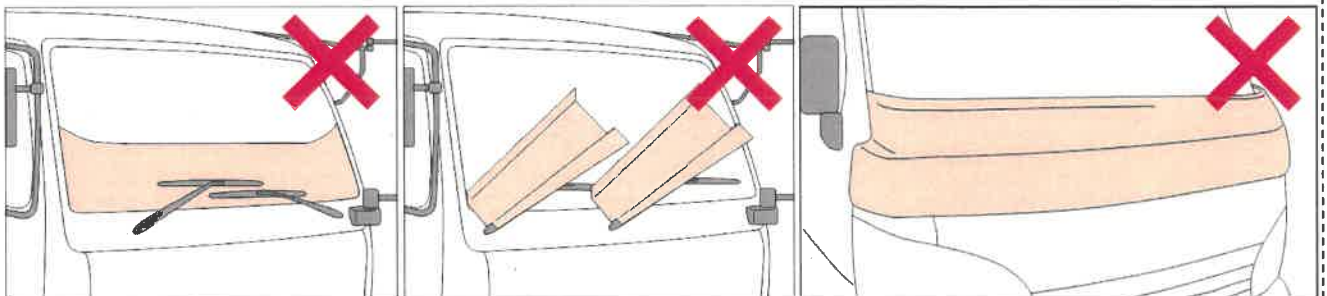
これらについては、令和2年1月31日以降、自動車の製作された日を問わず次に掲げる自動車に適用されますのでお知らせします。

■対象となる自動車

- 乗車定員11人以上の乗用自動車
- 車両総重量3.5t超の貨物自動車
- 大型特殊自動車

■装着していると基準不適合となる板状のものの例

- 前面窓ガラス下部に装着するもの（窓ガラスへの接触状態を問わず）
- ワイパーに取付ける羽
- ワイパーを保護するカバー類



※窓ガラス下部の板

※ワイパー羽

※ワイパーを保護するカバー類

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和3年2月4日

－ 審査事務規程の一部改正について（第23次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和元年5月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

[WP29 第174回及び第175回会合関係]

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付位置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用することとします。[7-24]

対象車：平成31年1月2日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車

- その他、協定規則の改訂に伴う改正を行います。

[中央環境審議会第13次答申関係]

- 自動車の排出ガス規制について、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車についてはPM排出量規制を導入します。

また、ガソリンを燃料とする二輪自動車について、モード走行に係る排出ガス規制値及びアイドリングに係る規制値を強化します。[6-55、7-55]

対象車：令和2年12月1日以降の新型車

令和4年11月1日以降の継続生産車

[騒音防止装置関係]

- 平成28年騒音規制が適用される使用の過程にある四輪自動車の騒音規制値の変更

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないことを確認する相対値規制を適用します。[7-53、8-53]

※二輪自動車については、審査事務規程第16次改正時に同様の改正を実施済み。

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

新	旧
④43R-01 (※1, ※2), Ⅺ ④43R-01, Ⅻ ④43R-01 (※1), ⅩⅤ (削除) Ⅻ ④43R-01, (削除)	④43R-01 (※1, ※2), Ⅺ ④43R-01, Ⅻ ④43R-01 (※1), ⅩⅤ ④43R-01, ⅩⅥ ④43R-01, ⅩⅦ ④43R-01
注1：UN R43-01-<u>57</u>に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示すⅠからⅩⅤまでの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/Pの追加記号が付される。 注2～注4（略）	注1：UN R43-01-<u>56</u>に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示すⅠからⅩⅤまでの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/Pの追加記号が付される。 注2～注4（略）
7-51-2～7-51-13（略）	7-51-2～7-51-13（略）
7-52（略）	7-52（略）
7-53 騒音防止装置 7-53-1（略） 7-53-2 性能要件 7-53-2-1 テスタ等による審査	7-53 騒音防止装置 7-53-1（略） 7-53-2 性能要件 7-53-2-1 テスタ等による審査
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）	(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）
①（略） ② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。 <u>ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあっては、別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</u>	①（略） ② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。
ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。	ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

新

旧

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側付二輪自動車にあってはイに定める基準、二輪自動車以外のものにおいてハに定める基準を適用するものとする。

自動車の種別		騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
	車両の後部に原動機を有するもの	100
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
二輪自動車及び二輪自動車から側付二輪自動車に改造を行ったもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの	記載値+5
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの	94

(新設)

自動車の種別		騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	99
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	記載値+5
	車両の後部に原動機を有するもの	98

新			旧		
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5t以下のもの	騒音値が93dBを超えないもの			
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5		
	車両の後部に原動機を有するものの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が92dBを超えないもの	97		
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5		
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が95dBを超えないもの	100		
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	車両の後部に原動機を有するものの以外のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5		
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えないもの	96		
	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値+5			
イ 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの			イ 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの		
別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、それぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。			別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。 ただし、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地		

新

旧

自動車の種類別		騒音の大きさ
自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	自動車検査証	自動車検査証 備考欄記載値+5
側車付二輪自動車(使用の過程において二輪自動車から改造を行っ たものに限る。)		

(削除)

(2) ～ (3) (略)

7-53-2-2 (略)

7-53-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の
大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合す
るものでなければならぬ。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項
関係、細目告示第 118 条第 1 項関係)

① (略)

② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三
輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S4 の 6. (6. 2. 1. 2.、6. 2. 3.
及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。)に定める基
準に適合する構造であること。

なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の
運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。)の検
査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準
適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。

③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S6 (令和 3 年 1 月
20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO
10844:1994 に規定された路面であつてもよい。)の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。)
に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等
により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。

(2) ～ (4) (略)

(新設)

加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音
器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から
5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。

ウ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車(二輪自動車、側車付
二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)

別添 10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定し
た近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された
近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地
加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音
器を備える場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から
5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。

(2) ～ (3) (略)

7-53-2-2 (略)

7-53-2-3 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の
大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合す
るものでなければならぬ。(保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項
関係、細目告示第 118 条第 1 項関係)

① (略)

② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三
輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S2 の 6. (6. 2. 1. 2.、6. 2. 3.
及び 6. 3. を除き、6. 2. 2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。)に定める基
準に適合する構造であること。

なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の
運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3. 5t を超える自動車を除く。)の検
査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準
適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。

③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S5 (平成 33 年 1
月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO
10844:1994 に規定された路面であつてもよい。)の 6. (6. 3. 及び 6. 4. を除く。)
に適合する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等
により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。

(2) ～ (4) (略)

プレスリリース
平成30年10月16日

福島県いわき市において不正改造車を排除する特別街頭検査を実施

－ 不正改造車24台に対し整備命令を発令 －

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）東北検査部は、国土交通省東北運輸局、同局福島運輸支局、軽自動車検査協会及び福島県警察本部と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

その結果、54台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け、違法な灯火器の取付け、最低地上高不足等の不正改造されていた24台に対して、国土交通省が整備命令書を交付し、改善措置を命じました。

◎実施場所及び実施日 福島県いわき東警察署、他各所
 平成30年10月13日（土）
 平成30年10月14日（日）

◎検査車両台数 54台（内訳、四輪車37台、二輪車17台）
 ・10月13日（土） 5台（内訳、四輪車 5台、二輪車 0台）
 ・10月14日（日） 49台（内訳、四輪車32台、二輪車17台）

◎整備命令書交付台数 24台（内訳、四輪車19台、二輪車 5台）
 ・10月13日（土） 4台（内訳、四輪車 4台、二輪車 0台）
 ・10月14日（日） 20台（内訳、四輪車15台、二輪車 5台）

〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
自動車機構本部 企画部企画課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

＜街頭検査の様子＞



令和 2 年 8 月 5 日
自動車局安全・環境基準課
自動車局整備課

自動運転に対応した新たな検査手法を導入します！！

～ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について ～

令和 6 年 10 月から、自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始することとしました。

自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでいます。これらの技術は、交通事故防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながる恐れがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、平成 29 年 12 月から「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」（座長：須田義大東京大学生産技術研究所教授）において、自動運転技術に用いられる電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査の手法について検討を行い、平成 31 年 3 月に最終報告書を取りまとめたところです。

今般、同報告書を踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を本日公布し、令和 3 年 10 月以降の新型車を対象に、令和 6 年 10 月から電子的な検査（車検）を開始（※）することとなりました。

（※）輸入車については、令和 4 年 10 月以降の新型車を対象に令和 7 年 10 月から検査を開始

なお、令和 3 年 10 月から電子的な検査のプレテストを開始するとともに、必要な情報管理に関する実費として、一両当たり 400 円を（独）自動車技術総合機構が徴収することとしております。

【検査の対象となる装置】

- ① 運転支援装置
 - ・ 衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）
 - ・ 自動命令型操舵機能（レーンキープ） 等
- ② 自動運行装置
- ③ 排ガス関係装置



<検査のイメージ>

参考：「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html

（お問い合わせ先）

国土交通省自動車局整備課 高瀬、井原

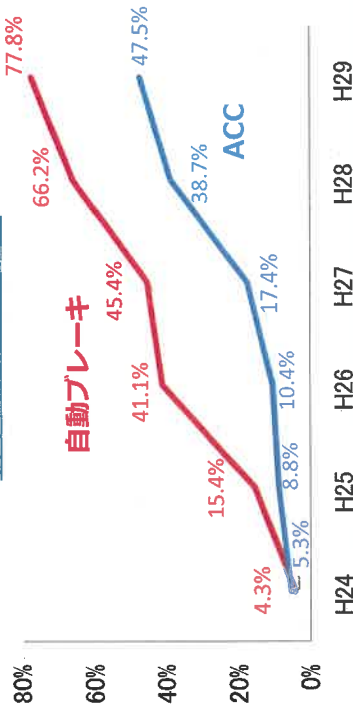
代表：03-5253-8111（内線：42424）、直通：03-5253-8599、FAX：03-5253-1639

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法のあり方検討会報告書(概要)

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。

自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC)

新車(乗用車)搭載率



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨 (EU指令 2014/45EU)。
- ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

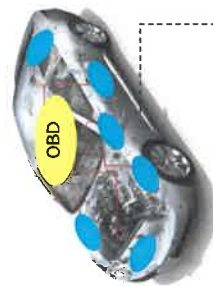
米国

33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)」が搭載されている。

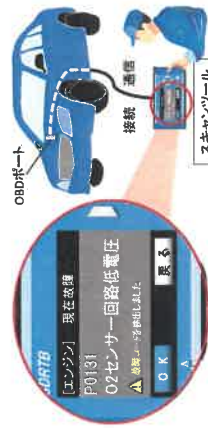
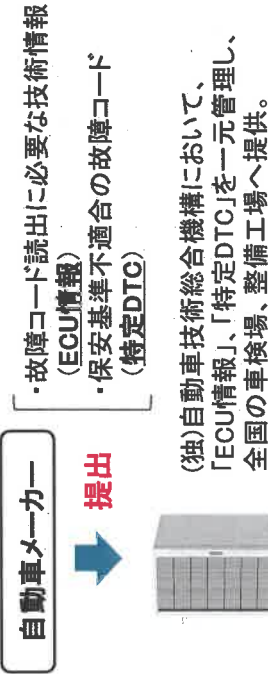


記録された故障コード(DTC)は、スキャンツールを接続することにより読取可能。



接続

OBDを活用した自動車検査手法



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2 保安基準に規定のあるものに限る。
※3 輸入車は2025年

令和2年8月5日

自動車局

審査・リコール課

自動車の特定改造等の許可制度を本年11月より開始します —適切なソフトウェアアップデートを確保するための環境整備について—

自動運転車をはじめとする自動車の使用過程における適切なソフトウェアアップデートを確保する環境を整備するため、今般、自動車の特定改造等の許可制度を創設するとともに、本制度を本年11月より開始することとします。

1. 背景

昨今の自動車技術の進展に伴い、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたソフトウェアをアップデートし、性能変更や機能追加(改造)を大規模かつ容易に行うことが可能となっていることを踏まえ、当該改造等に係る許可制度を創設すること等を内容とする道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)が、昨年5月に公布されました。

今般、本法律の規定に基づき、特定改造等の許可における具体的な要件や手続き等を規定するために必要な関係政省令等の整備を行いました。

2. 許可制度の概要 ※詳細は別添1・2を参照

○許可の要件:

- ① 申請者が、適切なソフトウェアアップデート及びサイバーセキュリティを確保するために必要な業務管理能力を有すること。
- ② 申請者が、ソフトウェアアップデートに起因した不具合の是正を適確に実施するために必要な体制を有すること。
- ③ ソフトウェアアップデートされた自動車が保安基準に適合すること。

○遵守事項:

- ① 許可の申請書等に所定の変更事項が生じた場合における国土交通大臣への届出
- ② ソフトウェアアップデートの実施状況、当該アップデートに関する情報の記録・保管
- ③ アップデート車両のサイバーセキュリティに対する脅威及び脆弱性の監視、検出及び対応
- ④ アップデートの目的及び内容、新しい機能の使用方法に関する情報の使用者への提供 等

3. スケジュール

○公 布: 令和2年8月5日(本日)

○施 行: 令和2年11月23日(※ 申請の事前受付については、同年8月23日より開始)

別紙1 : 自動車の特定改造等の許可制度について(概要)

別紙2 : 道路運送車両法関係手数料令等の一部改正及び自動車の特定改造等の許可に関する省令等の制定について

【お問い合わせ先】

審査・リコール課 笠井、高橋

代表:03-5253-8111(内線:42363)

直通:03-5253-8596、FAX:03-5253-1640

(別紙1) 自動車の特定改造等の許可制度について(概要①)

課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を大規模かつ容易に行うことが可能となっている。
- これまでの道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が大規模に行われることは想定されていなかったことから、サイバーセキュリティの確保を含め、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

改正車両法の内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等により行う為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。

- 許可に関する事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせることとする。

許可制度の概要

- ① 自動車の特定改造等を行う者は、あらかじめ許可を受けること
(申請者の能力※及び体制、改造された自動車の保安基準適合性)

※適切なソフトウェアアップデート及びサイバーセキュリティの確保

- ② ①の許可を受けた者の遵守事項(プログラムの適切な管理及び確実な改変等)

(注)「特定改造等」には、使用者等にプログラムの改変による改造をさせる目的をもって当該改造のためのプログラムを電気通信回線等により提供することを含む。



- ③ その他、①の許可を受けた者に対する是正命令、許可の取消し、罰則等
- ④ ①の許可に係る事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせる。

スケジュール

- 公布: 令和2年8月5日
- 施行: 道路運送車両法の一部を改正する法律第3条の施行の日(令和2年11月23日)

(別紙1) 自動車の特定改造等の許可制度について(概要②)

1. 許可の対象行為

- ① 保安基準適合性に影響を及ぼすソフトウェアアップデートを電気通信回線の使用によりする行為 (Over The Air)
- ② ①のアップデートを目的として、当該アップデートのためのソフトウェアを整備事業者等に提供する行為

2. 許可の要件

(1) 能力： サイバーセキュリティの確保のための業務管理能力※² (上記①の行為)

適切なソフトウェアアップデートの確保のための業務管理能力※³ (上記①及び②の行為)

原則3年毎
の審査

(2) 体制： ソフトウェアアップデートに起因した不具合の是正を適確に実施するために必要な体制

許可1件(型式)
毎の審査

(3) 保安基準適合性： ソフトウェアアップデートされた自動車の保安基準適合性

※² 車両のサイバーセキュリティに対する脅威及び脆弱性の特定、リスク分析、リスク分析結果を踏まえた対策の実施 等

※³ アップデートが他のシステムに与える影響の評価、アップデート対象車両の特定、ソフトウェア配信経路のセキュリティ確保 等

3. 遵守事項

- 許可の申請書及びその添付書面に所定の変更事項が生じた場合における国土交通大臣への届出
- ソフトウェアアップデートの実施状況、当該アップデートに関する情報の記録・保管
- アップデート車両のサイバーセキュリティに対する脅威及び脆弱性の監視、検出及び対応
- アップデートの目的、内容及び所要時間、新しい機能の使用方法等に関する情報の使用者への提供 等

4. 公布・施行

- 公布： 令和2年8月5日(本日)
- 施行： 道路運送車両法の一部を改正する法律第3条の施行の日(令和2年11月23日※⁴)

※⁴ 申請の事前受付については、同年8月23日より開始。

5. 適用日

施行日と同じ。ただし、自動運行装置搭載車以外の2.(1)の能力審査は、当面の間適用しない。

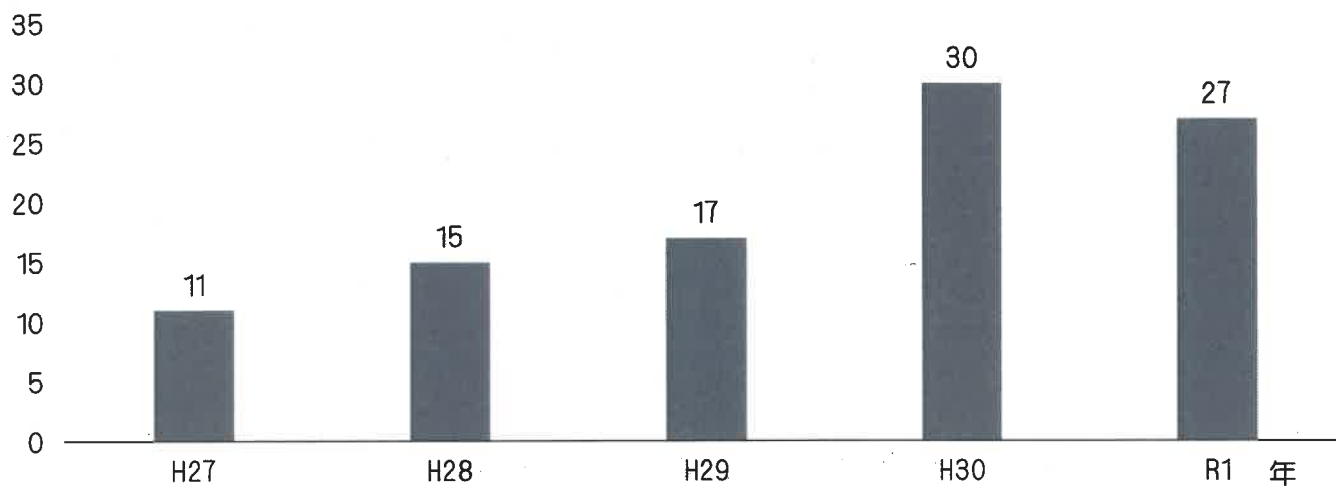
東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況(令和元年(速報値))

※自動車事故報告規則に基づき届出された事故報告による。

年別の大型自動車等のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故*の発生件数

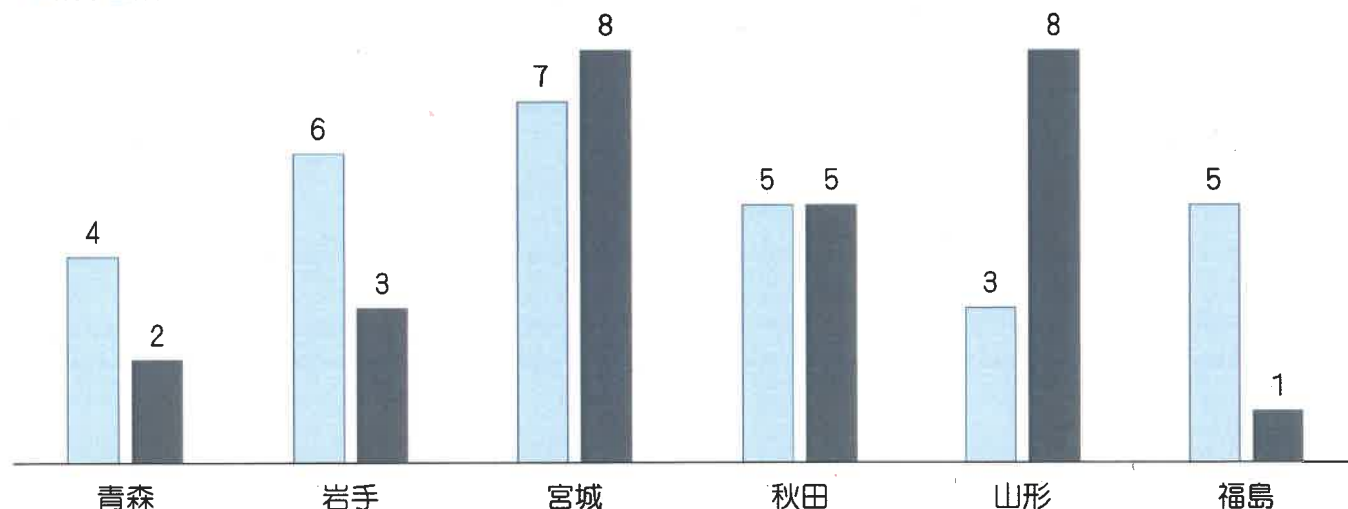
(件)

*車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

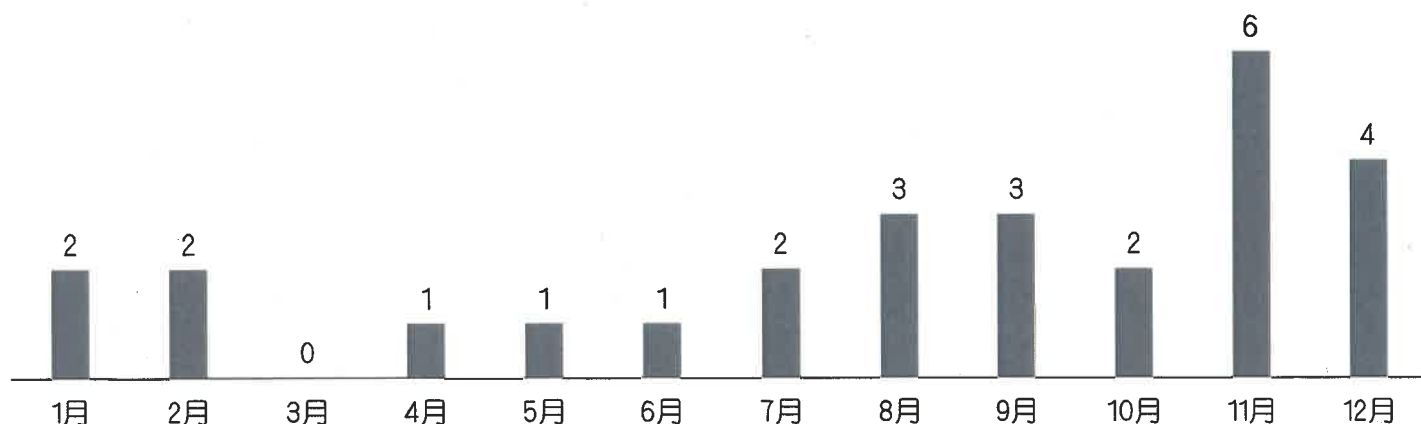


事故車両の使用の本拠の位置

■H30 ■R1

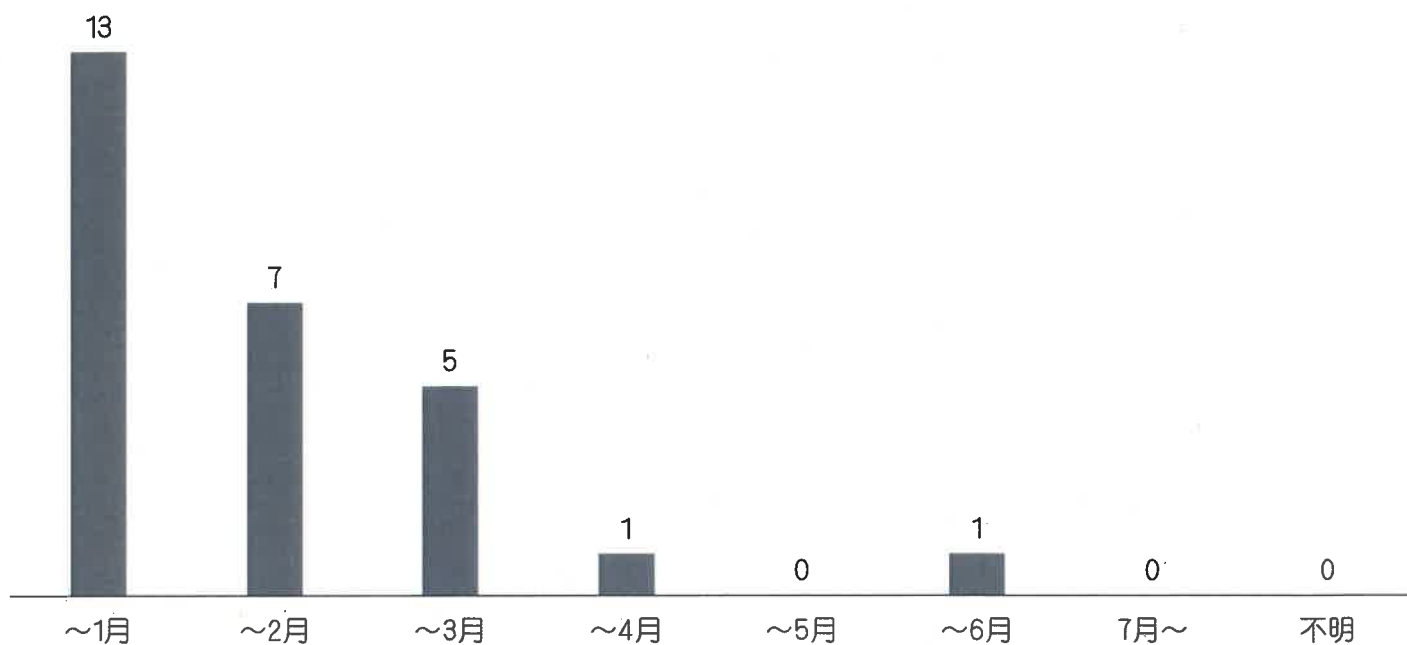


車輪脱落事故発生月

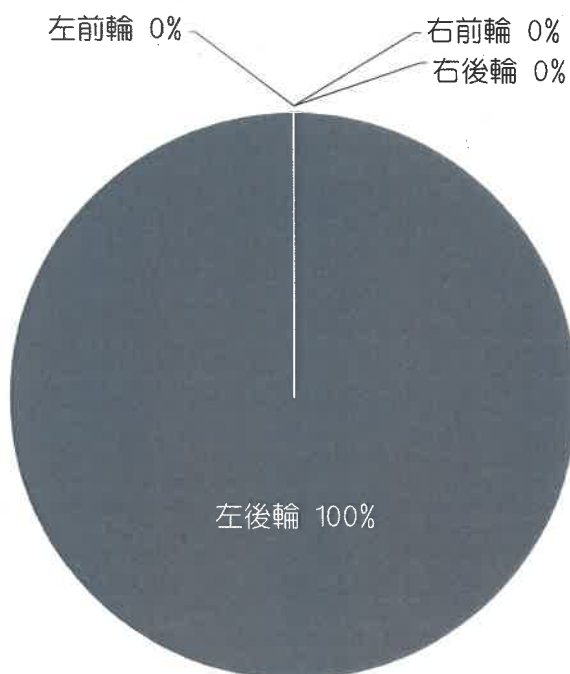


東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況(令和元年(速報値))

直近の車輪脱着から車輪脱落事故発生までの期間

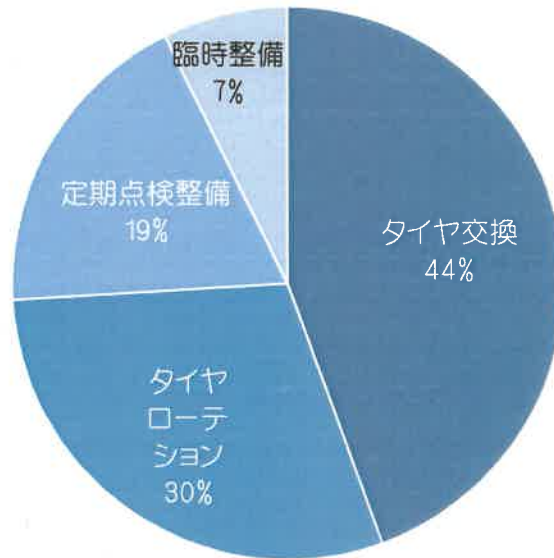


脱落車輪の位置

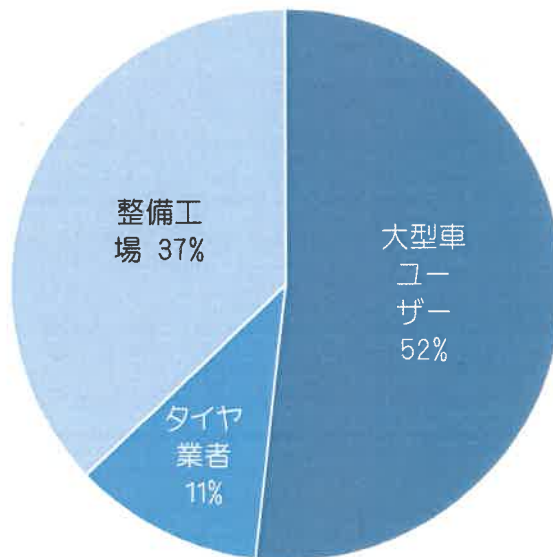


東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況(令和元年(速報値))

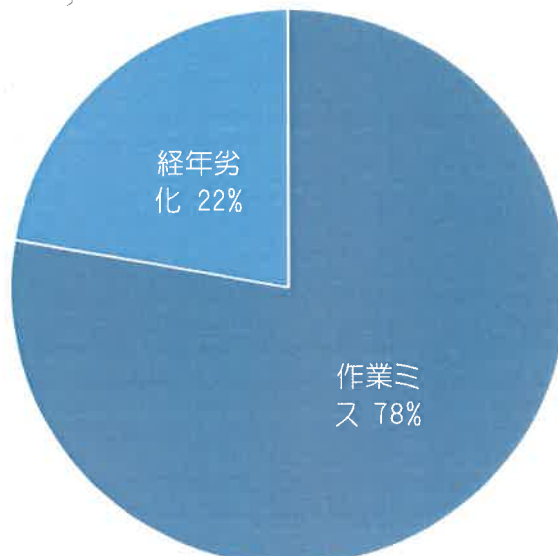
事故直前に行った車輪脱着作業内容の内訳



事故直前に行った車輪脱着作業者の内訳



脱落事故発生推定原因



大型車の
車輪脱落を防ごう!
合言葉は

お ち ない

なくなる...
車輪脱落事故

徹底しよう! 大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと締め付けて

規定のトルクで確実に締め付けを

締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式、
平面座で締め付けるISO方式があります。
規定のトルクで確実に締め付けてください。

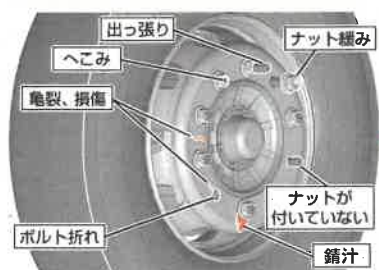
※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け
作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを
確認するよう、お願いします。



(ナット)
っと見て
ボルト触って
さあ出発!

一日一回の日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見えてさわって点検
してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



アドバイス

とくに、
気が付きにくい
左後輪は、
重点的に
点検を!



ち ゃんと増し締め
交換後

50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによって
ホイールナットの締め付け力が低下。
50~100km走行後を目安に、
増し締めしてください。

Mr.整備くん



ねじの締め付け方向を確かめて締め付けます。



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合



※この図は右側タイヤの場合です。

い や待てよ?
ボルトとナットは
適正か?

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ
適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール
(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは
履けません!



いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス
(日本自動車工業会)

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取扱による 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取扱い（交換作業）をお願いします。

※ホイールナットの締付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取付ミス（誤組み付け、部品の誤組み）

その他、ホイールナット締付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

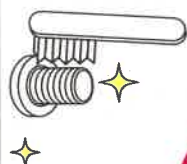


JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部（球面座）にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部（インロー部）にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締付け時の
注意点だよ!



④ ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付ける JIS 方式と、平面座で締付ける ISO 方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締付け方式	ISO方式 (8穴、10穴)	JIS方式 (6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5 (19.5の一部) インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ (新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ (従来ISO方式)	前輪 M24 (または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座 (ワッシャー付き) ・1種類 33mm (従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの 締付け構造		

詳しい情報は、
日本自動車工業会HPをご覧ください。

新・ISO方式ホイール取扱いガイド
中・大型トラック・バスのホイールナット締付けトルク
車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて

▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/iso_wheel_100203.pdf
▶ <http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>
▶ http://www.jama.or.jp/user/pdf/fall_off_wheel2007.pdf

令和元年度（平成31年度） 指定整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城 1	令和元年12月	保安基準適合証の交付停止 20日間 検査員警告	【指定整備事業関係】 - 不正改造状態で適合証を交付した。（1台） - 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。（1台） 【自動車検査員関係】 - 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 - 検査員が同一性の相違する自動車であるにもかかわらず適合証に証明した。
福 島 2	令和2年3月	自動車分解整備事業の停止 20日間 指定自動車整備事業の 指定の取消し 検査員解任 1名 検査員警告 1名	【自動車分解事業関係】 - 分解整備記録簿の虚偽記載。 - 概算見積書を交付しなかった。 - ペーパー車検での車検手続。（1台） - 不正改造状態で車検手続。（1台） 【指定整備事業関係】 - 点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した。 - 不正改造状態で適合証を交付した。（1台） - 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した。 - 指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 - 検査員が検査をしていないにもかかわらず適合証に証明した。 - 検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

令和元年度（平成31年度） 分解整備事業者の処分状況一覧表

（令和2年3月末現在）

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
福 島 1	令和元年9月	自動車分解整備事業の取消	① 自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出なかった。
福 島 2	令和元年9月	自動車分解整備事業の取消	① 自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出なかった。
福 島 3	令和2年3月	自動車分解整備事業の停止 20日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。 ②概算見積書を交付しなかった。 ③ペーパー車検での車検手続。(1台) ④不正改造状態での車検手続。(1台)

平成30年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(平成31年2月8日現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
青 森 1	平成30年7月	自動車分解整備事業の停止 55日間 指定自動車整備事業の 指定の取消し 検査員解任 2名	【自動車分解事業関係】 ・分解整備記録簿の虚偽記載。 ・違反行為の帮助。 ・整備主任者の分解整備等に関する統括管理不足。 ・ペーパー車検での車検手続。(3台) ・不正改造状態での車検手続。(3台) ・質問に対する虚偽陳述。 【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した。(3台) ・点検整備を全て実施せず適合証を交付した。(1台) ・点検整備の一部を実施せず適合証を交付した。(1台) ・不正改造状態で適合証を交付した。(3台) ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。(2台) ・指定整備記録簿の虚偽記載。 ・報告徴収指示に対して虚偽の報告を行った。 ・質問に対し虚偽の陳述を行った。 【自動車検査員関係】 ・検査員が検査をしていないにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。 ・検査員が同一性の相違する自動車であるにもかかわらず適合証に証明した。

平成30年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(平成31年2月8日現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
福 島 2	平成31年1月	自動車分解整備事業の停止 10日間 保安基準適合証の交付停止 40日間 検査員解任 1名	【自動車分解事業関係】 ・分解整備記録簿を記載しなかった。 ・概算見積書を交付しなかった。 ・不正改造状態で車検手続を実施した。 【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・不正改造状態で適合証を交付した。(1台) ・指定整備記録簿の虚偽記載。 【自動車検査員関係】 ・検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した。

(記載例)

電子制御装置整備の資格取得試験日に必ず提出する書類
 ※不備があると受験できません ※認め印を持参して下さい(書類訂正用)

様式第1号

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書
 【学科・試験・再試験】

青森運輸支局長 殿

提出年月日(和暦) 令和 年 月 日
 再提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

氏名	青森太郎	電話番号	
住所	自宅の住所・電話(携帯可)	生年月日(和暦)	昭和 年 月 日
講習上の資格	整備士	合格年月日(和暦)	平成〇年〇月〇〇日
講習内容	1. 学科	合格番号	〇〇第〇〇〇〇号
受講日程	第1回 年 月 日 第2回 年 月 日	3. 再試験	
学科試験状況	未受験	実習受講状況	未受講

① 受付期限内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、申請を取り消します。
 ② 記載内容を修正する場合には、修正印を捺印の上、記載すること。
 ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書類の写しを貼付すること。
 ④ 学科又は実習の修了が完了している場合、返却する書類の写しを貼付すること。
 ⑤ 受講希望日程は、申請先の業務等が公表した受講日を記載すること。
 ⑥ 捺印することによって、署名すること。

必要な所所に○をつける

点検印は、記載しないこと

受講番号	第 号
証明写真	【証明写真について】 ○ 最近1年以内の上半身顔写真(顔写真又は顔写真上の顔に似るもの)を貼付すること。貼付する場合は、縦横4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること。 ○ デジタル写真の場合は、解像度が600×450pixel以上とする
受講票と同じ写真 縦4cm×横3cm	受付印

コピーを提出

様式第2号

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 実習受講証

管理番号	2-000
氏名	青森太郎
生年月日(和暦)	昭和 年 月 日
実習の名称	電子制御装置整備の資格取得講習(実習)
修了年月日(和暦)	令和2年 月 日
自動車整備士資格 種類及び合格番号	東北2 第 号
講習に整備主任者に兼任されている事業所の管理番号	1-0000

上記の者は、道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定される講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の実習を受講したことを証明します

令和2年 月 日

実施機関名
 一般社団法人青森県自動車整備振興会
 熊谷 正 印

この3箇所は必ず同じ合格番号であること
 ×東北2か ○東北2か

①電子制御装置整備の資格取得講習 受講申請書

②電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実習受講証

コピーを提出

合格証書

青森太郎
 平成 年 月 日生

自動車整備士技能検定規則の定める
 ところにより 二級ガソリン自動車整備士
 の技能検定に合格したことを証する

平成30年5月10日

国土交通大臣

③2級整備士の合格証書(コピーを提出:白黒可)

様式第1号(修了証)

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真	【証明写真について】 ○ 最近1年以内の上半身顔写真(顔写真又は顔写真上の顔に似るもの)を貼付すること。貼付する場合は、縦横4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること。 ○ デジタル写真の場合は、解像度が600×450pixel以上とする	(ふりがな) 氏名 青森太郎 生年月日 昭和 年 月 日 (和暦) 講習名称 二級ガソリン自動車整備士 種類と番号 東北2か第〇〇〇〇号
------	---	--

以降は、記載しないこと

受講番号	第 号	
学科実施日	試験実施日	再試験実施日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 回	第 回	第 回

□再試験あり □再試験なし

学科受講欄	実習受講欄

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)を修了したことを証します。

青森運輸支局長

修了欄

④電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票